

本庄市行政改革審議会の運営方法（案）について

第1 趣旨

本庄市行政改革審議会規則第8条の規定に基づき、本庄市行政改革審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議録の調製について（本庄市行政改革審議会規則 第5条）

- (1) 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - ① 開催の日時及び場所
 - ② 出席者及び欠席者の氏名
 - ③ 会議の議題
 - ④ 会議の経過（議事の要旨及び発言者の氏名）
 - ⑤ ①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- (2) 会議録は、議長が署名した日をもって確定するものとする。
- (3) 会議録の公表は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

第3 傍聴人の定員について（本庄市審議会等傍聴規則 第2条）

- (1) 傍聴人の定員は、10人とする。
- (2) 傍聴希望者が10人を超えた場合は、先着順とする。